

公益財団法人モラロジー研究所研究センター研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人モラロジー研究所研究センター(以下「センター」という。)の学術研究の信頼性と公平性及び透明性を確保することを目的とし、研究者が研究活動において遵守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、センターにおいて研究活動に従事するすべての者をいう。
- (2) 「研究活動」とは、研究計画の立案から研究の準備・実施、結果の取りまとめ、報告・発表及び評価までのすべての行動や付随するすべての事項をいう。
- (3) 「不正」とは、研究活動のすべての場面における、捏造、改ざん、盗用などの不正行為及び研究費の不正使用などの非倫理的な行為をいう。

(研究者の基本的姿勢)

第3条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

- 2 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及びセンターの規程等を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、他分野の研究を尊重するとともに、自己研鑽につとめなければならない。
- 4 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。
- 5 研究者は、研究を分担する者、共同で研究する者、それぞれの学問的立場を尊重しなければならない。
- 6 研究者は、研究に協力する者に対して、誠意と感謝の念をもって接しなければならない。
- 7 研究者は、研究活動において、不正の実施や不正への加担をしてはならない。
- 8 研究者は、モラロジー研究所会員が研究活動に関わるときは、当該会員が不利益を蒙らないように十分配慮しなければならない。
- 9 研究者は、研究活動においてハラスメントの無い状態を確保しなければならない。
- 10 研究者は、自らの研究活動にあたって、公共性・公平性に配慮しつつ利益相反の発生に十分な注意を払い、適切に対応しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集及び管理)

第4条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合には、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。
- 3 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の紛失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。特に、個人のプライバシーに関わる情報については、特段の注意を払って取り扱わなければならない。
- 4 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、関連する法令又はセンターの関係規程に保存期間の定めのある場合は、それに従うものと

する。

(研究対象者・協力者の保護措置)

第5条 研究者は、研究の対象者や協力者等に対して、法令や関係諸規程を遵守し、これを保護しなければならない。

- 2 研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法について分かりやすく説明し、原則として文書で提供者の同意を得なければならない。また、同意の撤回も可能であり、かつ撤回により不利益を受けないことも説明しなければならない。
- 3 組織又は団体等から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。
- 4 研究者は、提供を受けた結果を研究成果として公表する場合については、原則として予め研究対象者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、研究活動における個人情報については、モラロジー研究所個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱わなければならない。

- 2 研究者は、人を対象とする研究を行う場合、センターの「人を対象とする研究」倫理規程に従わなければならない。

(研究成果の発表)

第7条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

- 2 研究者は、研究成果の発表における以下の行為は、絶対にしてはならない。
 - (1) 捏造(存在しないデータを作成すること)
 - (2) 改ざん(データを変造、偽造すること)
 - (3) 盗用(他人のデータや研究成果等を適切な引用表記をせずに使用すること)
- 3 研究者は、研究成果の公表に際し、データや論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意すると共に、公正かつ適切な引用表記をし、他者の知的財産権を侵害してはならない。
- 4 研究者は、学術論文等の発表に際しては、原著者や既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等における固有の慣行やルールを十分に尊重しなければならない。

(共同研究者への配慮)

第8条 研究者は、共同研究者、研究分担者、研究協力者等がいる場合には、当該研究者等が対等なパートナーであることを理解するとともに、互いの学問的立場を尊重し、誠意をもって接しなければならない。

- 2 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる共同研究者、研究分担者、研究協力者等には、適切なオーサーシップを認めなければならない。

(研究費の取扱)

第9条 研究者は、研究費ごとの原資の意味を十分に理解し、その使用にあたっては、センター諸規定及び研

究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守し、適正使用に努めなければならない。

(審査の公平性)

第10条 研究者が、レフリー、論文査読者、審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の業績評価に関わる際には、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価基準及び審査要項等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他の研究者の業績評価に関わる中で知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

(センターの責務)

第11条 センターは、研究者の研究倫理に係る意識を高め、センターにおける適正な研究活動及び研究費の取扱いを推進するために必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、研究に関する通報や苦情等の窓口を設ける。窓口は、センター事務室とする。

3 センターは、公的研究資金の適切な取扱いを確保するため、内部監査を行う。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は、研究センター事務室が所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営会議の審議を経て、センター長が行う。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から改定施行する。